

衛生校
2年の2
ていなし
てあつて
次改
1)
す
の
26
2)
す
れ
5
3)
血
間

◎厚生省令第27号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条の規定に基づき、予防接種実施規則を次のように定める。

昭和三十三年九月十七日

厚生大臣 橋本 龍 伍

予防接種実施規則

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 種痘（第七条—第十三条）

第三章 ジフテリア及び百日せきの予防接種（第十四条—第十八条）

第四章 腸チフス及びパラチフスの予防接種（第十九条—第二十一条）

第五章 発しんチフス、コレラ、インフルエンザ及びワイルスの予防接種（第二十

二条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(區別)

第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）以下「法」とし、この法に基いて行つた予防接種の実施方法は、この規則の定めるところによる。

(使用接種液)

第二条 予防接種液は、藥事法（昭和二十五年法律第九十七号）第三十三条第一項に規定する検査に合格し、かつ、同法第三十一条第一項の規定に基づく厚生大臣の定

める基準に適合してゐる接種液を用ひなければならぬ。

百五十三号第一項の基準に適合するものは、同法第三十一条第一項の規定に基いて厚生大臣の定

める基準に適合している接種液を用ひなければならぬ。

(接種用器具の消毒等)

第三條 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気又は煮沸によつて滅菌されていなければならぬ。

2 注射針、種痘針及び乱刺針は、接種者ごとに吸り換へなければならぬ。

(禁忌)

第四條 接種前には、接種者について、体温測定、問診、視診、聴打診等の方法によつて、健康状態を調べ、当該接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合には、その者に対して予防接種を行つてはならない。ただし、接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 有熱患者 心臓血管系、腎臓又は肝臓に疾患のある者、糖尿病患者 肺炎患者
- その他医師が予防接種を行うことが不適当と認められる疾病にかつてゐる者

二 病後衰弱者又は著しい栄養障害者

三 アレルギー体質の者又はけいれん性体質の者

四 妊娠中又は授乳中までの妊婦を除く。

五 種痘については、前各号に掲げる者のほか、まん性性の皮膚病にかかつてゐる者で、種痘により障害をきたすおそれのあるもの

(接種時の注意)

第五條 予防接種を行うに當つては、次の事項を厳守しなければならない。

- 一 予防接種に從事する者は、手指を消毒し、かつ、マスクを使用すること。
- 二 接種液は、均質にして使用すること。
- 三 痘苗以外の接種液は、容器のせん及びその内面をアルコールで消毒した後、せいを吸ひはすさないで吸引すること。
- 四 接種液は、室温まで冷却し、かつ、乾燥させて使用すること。
- 五 予防接種は、原則として、次の部位に行ふこと。

イ 種痘以外の予防接種にあつては、上腕伸側

イ 瘧疾以外の予防接種にあつては、上腕伸側
 ロ 第一期の瘧疾にあつては右上腕伸側又は右肩節、その他の瘧疾にあつては左
 上腕伸側

六 瘧疾以外の予防接種の接種部位は、ヨードチンキ又はアルユールでよく消毒す
 ること。

七 瘧疾の接種部位は、衣類による緊迫のないことを確かめた後、堅く飲つたアル
 ユール綿で消毒し、よく乾燥させること。

ハ 皮下注射を行うときは、注射針の先端が血管内に穿入してないことを確かめ
 ること。

九 瘧疾以外の予防接種を受けた者又はその保護者に対しては次のイからハまでを
 掲げる事項を、瘧疾を受けた者又はその保護者に対しては次のイからハまでを掲
 げる事項をそれぞれ知りせること。

イ 接種当日及びその翌日は、安静を守るための、激動、入浴、飲酒等を控える必
 ず



要があること。

ロ 局所反応として接種部位の発赤、疼痛等を認めることがあり、また全身反応
 として悪寒の倦怠感、頭痛、発熱、嘔吐等を認めることがあるが、いずれも

通常二、三日中には特別の処置をほすことなく消滅すること。

ハ 接種部位は、清潔に保つこと。

ニ 接種部位は、予防接種を受けた後おおよそ十分から十五分までの間着衣しない
 で露出し、火氣、直射日光等により自然に乾燥させること。

ホ 接種部位を摩擦しないこと。

(四時予防接種等に類する特例)

第六条 痘そり、ジフテリア、百日せき、腸チフス又はバラチフスの予防接種であつ
 て、次の各号に掲げる者に対する接種方法及び接種量は、第二章、第三章又は第四
 章に定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状態、既往を受けた当該予防
 接種の回数等に依りて決定しなければならぬ。

一 茲第九條の規定により、事故のため定期内に予防接種を受けなかった者は

章に定めるところを標準とし、該接種者の年齢、身体の状態、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならぬ。

- 一 法第九条本文の規定により、事故のため定期内に予防接種を受けることができなかつた者が、その事故の消滅後一月以内に受ける予防接種
- 二 法第九条ただし書の規定により、事故のため定期内に予防接種を受けることができなかつた者が、事故消滅の際当該予防接種を受けるべき次の定期に該当している場合において受ける予防接種
- 三 法第六条の規定による臨時の予防接種又は法第九条本文の規定により事故消滅後一月以内に受ける予防接種を受けた者が、その後において最初に受ける定期の予防接種

四 法第六条の規定に基く臨時の予防接種

第二章 検査

(施行回数及び時期)

第七条 定期の検査は、毎年二回以上、原則として、三月から六月まで及び九月から十二月までの間に行うものとする。

(痘苗の接種)

第八条 痘苗は、〇・一ccをおよそ十人に対して用いるものとする。

(接種の方法)

第九条 検査は、乱刺法又は切皮法により行うものとする。

(乱刺法)

第十条 乱刺法は、接種部位の皮膚を緊張させ、痘苗を塗った後、乱刺針をほす接種皮膚面に対して平行に持ち、針先をもつて直徑三ミリメートルから五ミリメートルまでの円内の皮膚面を強く正するように乱刺し、出血しない程度に皮膚を傷つけて行うものとする。

2 乱刺の回数は、第一期の検査にあつては十回から十五回まで、それ以外の検査にあつては十五回から二十回までとする。

3 検査数は、一箇とする。

(切皮法)

第十一条 切皮法は、() 接種部位の皮膚を緊張させ、痘苗を() つき皮膚を切すもつて長

(切皮紫)

第十一条 切皮法は、痔瘻部位の皮膚を剥離させ、瘻管を診つた後瘻管部を診つて長さ五ミリメートルの十字に出血し、瘻管の程度に切皮し、瘻管を下り込んで行うものとする。

2 切皮による出血量の多いときは、別の箇所を指差し、指差を行うものとする。

3 痔瘻数は、第一期の瘻管であつては二箇、それ以外の瘻管にあつては四箇とし、その間隔は二センチメートルとする。

(検診の日)

第十二条 瘻管の検診を行う期日は、瘻管を行った日から起算して六日から八日まで、の間とする。

(検診の基準)

第十三条 完全瘻管(瘻管のある定型的な水泡又は膿疱であつて、瘻管を行った日から起算して六日から八日までの間に生じているものをいう。)が一期以上発症した場合(生後初めて行われる瘻管以外の瘻管にあつては、瘻管を行った日から起算し

て三日以降に、一期以上の膿結、結節又は水泡を生じた場合を含む。)は瘻管、それ以外の場合は不瘻管と判定するものとする。

第三章 ジフテリア及び百日せきの予防接種

(旅行回數)

第十四条 ジフテリア及び百日せき予防接種は、毎年四回以上行うものとする。

(第一期予防接種)

第十五条 ジフテリアの第一期の予防接種は、ジフテリアトキソイドを二週間から四週間までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回の一回とする。

2 百日せきの第一期の予防接種は、百日せき普通ワクチンを三週間から四週間までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、第一回であつては一回、第二回及び第三回であつては一回とする。

3 ジフテリア及び百日せきについて同時にを行う第一期の予防接種は、百日せきとジフ

5 ジフテリア及び百日せきをついで同時に行う第一期の予防接種は、百日せきとジフ

テリア混合ワクチンを三回間から四回間までの間隔をおいて三回皮下注射するものとし、接種量は、第一回であつては〇・五cc、第二回及び第三回であつては一・〇ccとする。

(第二期予防接種)

第十六条 ジフテリアの第二期の予防接種は、ジフテリアトキソイドを一回皮下注射するものとし、接種量は、〇・五ccとする。

2 百日せきの第二期の予防接種は、百日せき普通種ワクチンを一回皮下注射するものとし、接種量は、一・〇ccとする。

3 ジフテリア及び百日せきをついで同時に行う第二期の予防接種は、百日せきとジフテリア混合ワクチンを一回皮下注射するものとし、接種量は、〇・五ccとする。

(第三期予防接種)

第十七条 ジフテリアの第三期の予防接種は、ジフテリアトキソイドを一回皮下注射するものとし、接種量は、〇・五ccとする。

(第四期予防接種)

第十八条 ジフテリアの第四期の予防接種は、ジフテリアトキソイドを一回皮下注射するものとし、接種量は、一・〇ccとする。

第四章 腸チフス及びパラチフスの予防接種

(施行時期)

第十九条 腸チフス及びパラチフスの定期の予防接種は、原則として、毎年四月から六月までの間に、同時に行うものとする。

(第一期予防接種)

第二十条 腸チフス及びパラチフスの第一期の予防接種は、腸チフスパラチフス混合ワクチンを五日から十日までの間隔をおいて三回皮下注射するものとし、接種量は、毎回の二・五ccとする。ただし、健康診断の結果、身体が虚弱であるか、又は別反応が強いと認められる者に対しては、毎回の一ccを皮下に注射するものとする。

(第二期以外の定期予防接種)

第二十一条 腸チフス及びパラチフスの第二期以外の定期の予防接種は、腸チフスパ

ラチフス混合ワクチンを一回皮下又は皮下に注射するものとし、接種量は、皮下注射にあつては、四cc、皮下注射にあつては、一ccとする。二回以上の接種を受ける者は、

(第一期以外の定期予防接種)

第二十一条 陽チフス及びバラチフスの第一期以外の定期の予防接種は、陽チフスバ

ラチフス混合ワクチンを一回皮下又は皮下又は皮下に注射するものとし、接種量は、皮下注
射にあつては、四cc、皮下注射にあつては、一ccとする。ただし、健康診断の結果、
身体が虚弱であるか、又は副反応が強いと認められる者に対しては、皮下注射に履
くものとする。

第五章 発しんチフス、コレラ、インフルエンザ及びワイル

病の予防接種

(発しんチフス)

第二十二條 発しんチフスの予防接種は、発しんチフスワクチンを七日から十日まで
の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回一ccとする。ただ
し、発しんチフスの予防接種を受けてから三月を経過していない者に対する接種回
数は、一回とする。

(コレラ)

第二十三條 コレラの予防接種は、コレラワクチンを五日から七日までの間隔をおい

て二回皮下に注射するものとし、接種量は、一回であつては、五cc、二回下
あつては、一ccとする。ただし、接種量は、七cc以上十三cc未満の者にあつてはお
おむねその十分の七、七cc未満の者にあつては、おおむねその二分の一とする。
2 前項の規定にかかわらず、コレラの予防接種を受けてから六月を経過していない
者に対する予防接種は、コレラワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、
一ccとする。

(インフルエンザ)

第二十四條 インフルエンザの予防接種は、インフルエンザウイルスワクチンを一回
皮下又は筋肉内に注射するものとし、接種量は、一ccとする。ただし、十三cc未
滿の者に対する接種量は、一ccとする。

(ワイル病)

第二十五條 ワイル病の予防接種は、ワイル病ワクチンを七日の間隔をおいて二回皮
下に注射するものとし、接種量は、毎回一ccとする。ただし、ワイル病の予防接

種を受けてから一年を経過していない者に対する接種回数は、一回とする。